

Q 休憩時間中の政治活動を禁止することに問題はありますか

A

使用者は、休憩時間を自由に利用させなければなりません、「事業場の規律保持上必要な制限を加えることは、休憩の目的を害さない限り差支えない(昭和 22.9.13 発基 17 号)」と解されています。

一般に政治活動は、企業の施設管理を妨げたり、社員間に無用の混乱や対立を引き起こしたり、他の社員の休憩の自由利用を妨げたりするおそれがありますので、禁止しても問題はないと考えられます。

ちなみに、最高裁の判例に「企業秩序維持の見地から、就業規則により職場内における政治活動を禁止することは、合理的な定めとして許される」というのがあります。したがって、禁止する場合は、就業規則で明文化しておいたほうがよいでしょう。